

- (7) 連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会にはかって定める。
(8) 連絡会の庶務は、気象庁観測部地震課において処理する。

海底火山の噴火についての通報及び 公表に関する了解事項

気象庁(以下「甲」という)及び海上保安庁(以下「乙」という)は火山噴火予知連絡会運営要綱(以下「要綱」という)3について、下記のとおり了解する。

記

乙が海底火山について行い当該噴火の事実及び当該事実から予想される危険についての判断であつて緊急を要するものに関する通報又は公表は、要綱3にかかわらず妨げないものとする。

昭和49年6月27日

甲 気象庁総務部企画課長

清水逸郎印

乙 海上保安庁水路部監理課長

藤野涼一印

火山噴火予知連絡会メンバー

会 長	永 田	武	(極地研究所教授)
委 員	横 山	泉	(北海道大学教授)
	高 木	章 雄	(東北大学教授)
	浅 田	敏	(東京大学教授)
	下 鶴	大 輔	(東京大学教授)
	行 武	毅	(東京大学助教授)